

平成26年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 26-12-2)

施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

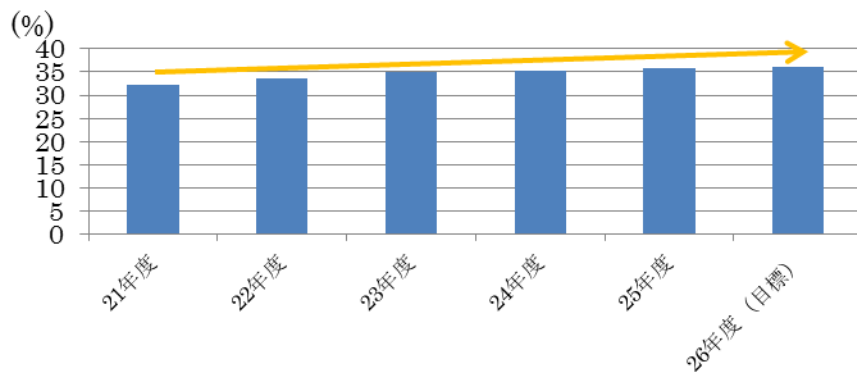
達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
① 指定・選定等された文化財のうち、近代（明治元年以降）のものが占める割合	29.8%	32.3%	33.5%	35.0%	35.2%	35.8%	36.2%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
② 文化財の指定・選定等の件数（累積総数）	23,050 件	24,229 件	24,895 件	25,488 件	25,890 件	26,310 件	26,100 件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

【目標・指標の設定根拠等】

- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業（なりわい）の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要があるため。

【グラフ1：成果指標① 指定・選定等された文化財のうち、近代のものが占める割合】



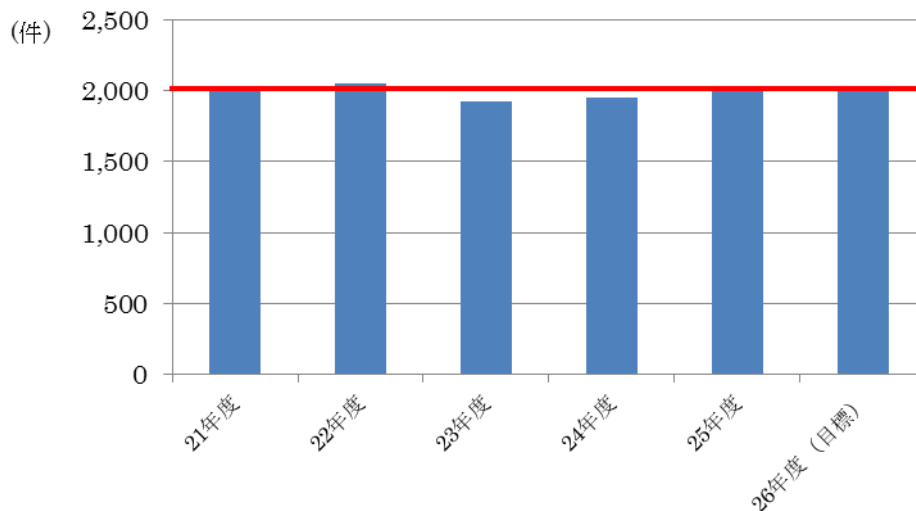
達成目標 2	文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復・防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、適切な状態での保存・継承を図る。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① 指定・選定された文化財のうち、指定・選定解除された件数 ※重要無形文化財の指定解除は除く	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件
年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
② 文化財の保存・継承のための補助件数	1,950件	2,028件	2,052件	1,924件	1,954件	2,008件	2,000件程度
年度ごとの目標値		2,000件程度	2,000件程度	2,000件程度	2,000件程度	2,000件程度	
③ 史跡の公有地化面積の割合	58.9%	57.9%	57.7%	58.4%	58.5%	58.0%	対前年度比増
年度ごとの目標値		—	57.9%より増	57.7%より増	58.4%より増	58.5%より増	
参考指標	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
史跡の公有地化面積 (累積総数)	14,246ha	14,481ha	14,590ha	14,681ha	14,771ha	14,878ha	

【目標・指標の設定根拠等】

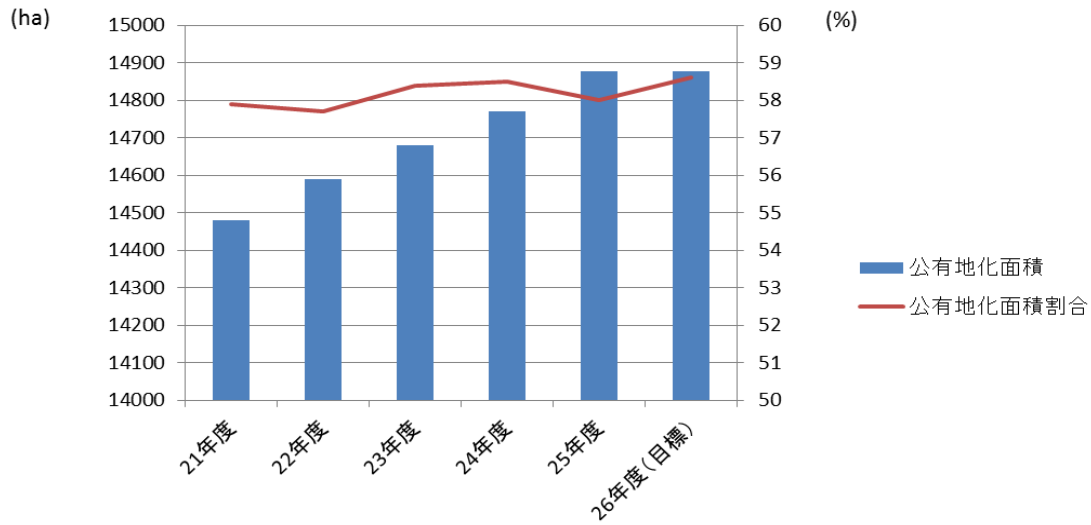
- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

文化財は貴重な国民的財産であり、いったん滅失・毀損等すれば原状回復が困難な性格のものも多いため、その種別や特性に応じて、計画的に修復・防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、適切な状態での保存・継承を図る必要があるため。

【グラフ1：活動指標② 文化財の保存・継承のための補助件数】



【グラフ 2：活動指標③ 史跡の公有地化面積の割合と公有地化面積】



達成目標 3	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① 公開承認施設数と、公開承認施設において重要文化財が出品された展覧回数との割合	121%	103%	107%	117%	130%	134%	100%以上
年度ごとの目標値		100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	
	基準値	実績値					目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
② 文化遺産オンラインへの訪問回数	755,329回	884,567回	863,989回	1,016,237回	1,133,002回	1,323,566回	1,150,000回
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
③ 公開承認施設数	108館	115館	121館	115館	115館	110館	120館
年度ごとの目標値		120館	120館	120館	120館	120館	
	基準値	実績値					目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
④ 文化遺産オンラインでの情報掲載件数	61,684件	65,544件	66,748件	94,029件	107,020件	113,585件	110,000件
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

【目標・指標の設定根拠等】

- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

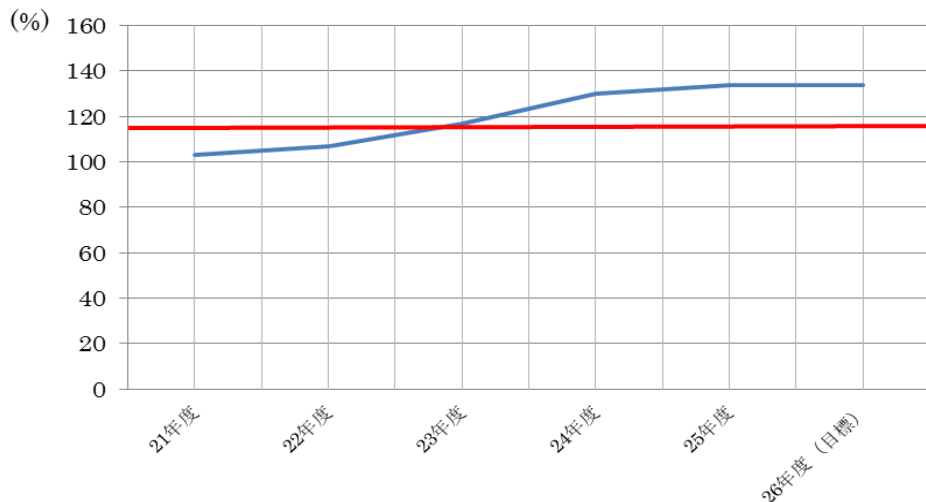
文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第1項）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要があるため。

※公開承認施設

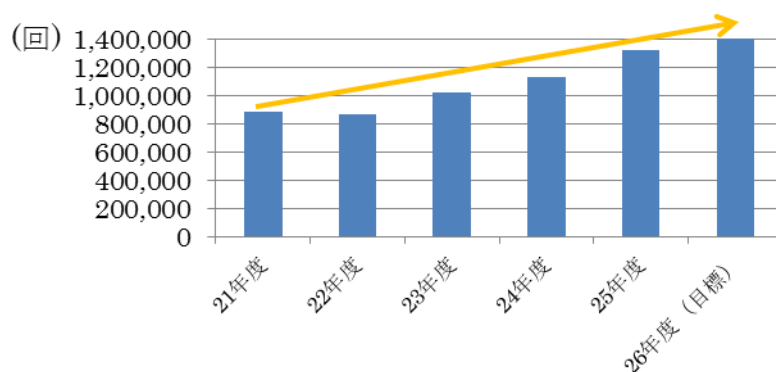
博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者・管理団体以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要とされているが、文化財の公開・活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされている（文化財保護法第53条第1項ただし書）。

この承認を受けた施設を「公開承認施設」と呼んでいる。

【グラフ1：成果指標① 公開承認施設と、公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合】



【グラフ2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】



達成手段

(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名称 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業レ ビューシー ト番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
文化財の指定等	-	-	-	文化財保護法に基づき、文化財の指定、選定及び登録を行い、保存及び活用のために必要な措置を講じる。	達成目標1	-	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)
文化財保護共通費(昭和25年度)	59 (55)	55 (51)	54	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。 調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。 保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要なる事務(国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等)を実施する。 普及活用(重要文化財等公開)：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出品給与金を支給する。 講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。 補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。 銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。 	達成目標1～3	0372	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)
有形文化財(昭和54年度)	91 (77)	148 (117)	126	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製・配布し、広く制度の普及を図る。 文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。 近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。 天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。 埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。 名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な 	達成目標1～3	0373	美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)

				<p>名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業：文化財のマネジメントに係る提案や保存活用の取組等に係る課題等についての詳細調査を実施する。 ・水中文化遺産調査研究事業：水中遺跡の調査・保存手段及び体制の指針の策定等を実施する。 ・平城宮跡遺構展示館の保存活用に関する調査研究事業：土質や地下水等が及ぼす遺構への影響調査等を行い、必要なデータ収集等を実施し、展示の改善等に生かす。 			
無形文化財（平成17年度）	31 (30)	31 (31)	30	<p>国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承され又は保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰減のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。</p>	達成目標1～3	0374	伝統文化課
国宝・重要文化財等の保存整備等（昭和25年度）	20,210 (20,097)	20,998 (19,910)	22,386	<p>①国指定等文化財の保存を図るため、有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）については、保存修理、防災施設の設置等、②無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については、伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。③文化財を次世代に継承するための修理用資材確保及び資材に関わる技能者の育成の為、資材供給林の設定、資材採取研修、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業等に支援を行う。</p>	達成目標1-②、2-①②	0382	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官（建造物担当）
文化財保護対策の検討等（昭和46年度）	130 (99)	127 (103)	111	<p>文化財保護対策の検討のため、無形文化財「わざ」の理解促進事業、美術工芸品收藏施設等における環境対策の推進、重要文化財（建造物）所有者診断支援事業、「歴史文化基本構想」普及促進事業等を実施する。</p>	達成目標2～3	0375	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官（建造物担当）
国宝・重要文化財等の買上げ（昭和25年度）	1,332 (1,301)	1,332 (1,274)	1,370	<p>転売等による散逸や、海外流出及び劣化・毀損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要がある国宝・重要文化財等について、買取りを行う。</p>	達成目標2	0379	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官（建造物担当）
模写模造（昭和28年度）	35 (35)	35 (35)	35	<p>国宝・重要文化財が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合に、文化財（建造物）を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文化財理解を進める。</p>	達成目標2～3	0380	美術学芸課、参事官（建造物担当）
文化財管理及び保存活用等（昭和25年度）	758 (667)	703 (669)	677	<p>国有美術工芸品の保存修理や、平城宮跡等の維持管理等業務、高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の保存・活用に必要な調査研究を行うとともに、保存修理を終えた一部の壁画について、新たに一般公開等を実施する。</p>	達成目標2-①②	0381	美術学芸課、記念物課
史跡等の買上げ（昭和32年度）	14,257 (11,445)	11,307 (10,831)	12,053	<p>史跡等を良好な状態で保全・整備・活用するとともに、文化財保護法に基づき所有者に生じる不利益を補償するため、地方公共団体が史跡等を公有化する場合に</p>	達成目標2-①③	0384	記念物課

				経費の一部を補助する。			
平城及び飛鳥・藤原京跡等の買上げ(昭和38年度)	557 (553)	334 (334)	790	歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るため、平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げる。	達成目標 2-1 ①③	0385	記念物課
平城宮跡地等整備費(昭和40年度)	111 (50)	84 (84)	461	平城宮跡及び藤原宮跡等の保存活用のために必要な整備等を行うとともに、特別史跡キトラ古墳の墳丘整備や壁画保存管理施設設置に伴う工事を実施する。各種工事や整備を行う。	達成目標 2-1 ①②	0386	記念物課
文化財建造物等を活用した地域活性化事業(平成25年度)	-	576 (544)	1,698	重要文化財等建造物、伝統的建造物群などの地域の「たから」を公開活用し、魅力ある地域づくりを推進する取組への支援事業を創設するとともに、安心・安全の観点から伝統的建造物群の防災対策を支援する。	達成目標 2-3	0390	参事官 (建造物担当)
地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業(平成25年度)	-	2,218 (2,103)	3,392	史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を生かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援する。	達成目標 2-3	0391	記念物課
文化遺産を生かした地域活性化事業(平成25年度)	-	3,384 (3,250)	2,147	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。	達成目標 2-3	0392	伝統文化課
伝統文化親子教室事業(平成26年度新規事業)	-	-	1,200	子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得する取組を支援する。	達成目標 2-3	新 0040	伝統文化課
国宝・重要文化財等の保存整備費補助金(復興関連事業)	1,939 (675)	1,961 (1,790)	2,812	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	達成目標 2-1 ①②	066	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)
美術館・博物館活動の充実(平成9年度)	21 (18)	21 (19)	19	美術館・博物館活動の充実のために、研修、展示、公開等を行う。	達成目標 3-1 ①③	0376	芸術文化課、美術学芸課
世界遺産普及活用・推薦支援のための事業推進(平成26年度新規事業)	-	-	88	我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へつなげるため、世界遺産委員会や専門家会合に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行うとともに、世界遺産暫定リストに記載された文化遺産等を「日本遺産(Japan Heritage)」という呼称で、海外に発信するに当たりその手法等について調査研究を行う。	達成目標 3	新 0039	記念物課
鑑賞・体験機会等充実のための事業推進(昭和47年度)	360 (279)	374 (296)	222	鑑賞・体験機会等充実のために、文化遺産オンライン構想の推進、無形文化財等公開活用等事業、発掘された日本列島展、世界遺産普及活用事業、伝統音楽等の普及促進支援事業、NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業等を実施する。	達成目標 3-1 ②④	0377	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)
アイヌ関連施策の推進(平成9年度)	209 (212)	233 (214)	255	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の目的であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、指定法人である(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構に対して、補助金を交付し、アイヌ文化の振興等を図	達成目標 1-3	0378	伝統文化課

				る。 また、『アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会』の報告書において提言された内容を踏まえ、アイヌ文化振興施策の推進を図るものである。			
地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 (平成 25 年度)	—	1,010 (907)	1,308	美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。さらに、我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急的かつ重点的な分野等の取組を支援する。	達成目標 3	0389	美術学芸課、政策課(独法室)
被災ミュージアム再興事業 (平成 23 年度)	507 (362)	381 (300)	463	東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保等に必要経費について補助を行う。	達成目標 3	067	美術学芸課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

事業名 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番 号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	7,366 (7,366)	8,392 (8,392)	8,239	独立行政法人国立文化財機構は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、有形文化財の収集・保存・管理・展示等の中核的拠点となる博物館の設置・運営を行う。また、文化財の研究を、多様な手法により実施する。特に文化財の保存・修復等に関する研究の中核的拠点を形成しつつ研究に取り組むこととする。さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財とその活用に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。	達成目標 2～3	0387	文化庁政策課
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	10,144 (10,144)	6,936 (6,829)	2,990	独立行政法人国立文化財機構が、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、施設及び整備等を計画的に整備する。	達成目標 2～3	0388	文化庁政策課

施策の予算額・執行額

(※政策評価調査に記載する予算額)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	57,317,238 ほか復興庁一括 計上分 2,446,425	56,525,827 ほか復興庁一括 計上分 2,095,183	57,147,745 ほか復興庁一括 計上分 2,559,642	68,219,920 ほか復興庁一括 計上分 2,963,952
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	1,472,468 ほか復興庁一括 計上分 0	1,058,142 ほか復興庁一括 計上分 0	0	
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>	
繰越し等	4,604,673	Δ3,443,807		

		ほか復興庁一括 計上分△961,988 <0>	ほか復興庁一括 計上分 247,178 <0>		
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	63,394,379 ほか復興庁一括 計上分 1,484,437 <0>	54,140,162 ほか復興庁一括 計上分 2,342,361 <0>		
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>		
執行額（千円）		59,576,209 ほか復興庁一括 計上分 1,036,485 <0>	51,190,390 ほか復興庁一括 計上分 2,090,085 <0>		
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
日本再興戦略	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	<p>第Ⅱ 三つのアクションプラン</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ 4：世界を引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現</p> <p>②観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会</p> <p>「国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する。」</p> <p>三. 国際展開戦略</p> <p>2. 海外市場獲得のための戦略的取組</p> <p>③クールジャパンの推進</p> <p>「「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、…伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。」</p>
経済財政運営と改革の基本方針	平成 25 年 6 月 1 4 日閣議決定	<p>第 2 章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化</p> <p>(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興</p> <p>「文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する…」</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1) 当職を生かした地域づくり</p> <p>「…地域独自の資源や伝統文化などを生かした観光振興等により交流人口を増やす。」</p>
文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）	平成 23 年 2 月 8 日閣議決定	<p>第 2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <p>1. 六つの重点戦略</p> <p>重点戦略 4：文化芸術の次世代への確実な継承 等</p>
東日本大震災からの復興基本方針	平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部 決定	<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。</p>

		<p>(2) 地域における暮らしの再生</p> <p>⑤文化・スポーツの振興</p> <p>(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		
—		

評価実施予定時期	平成26年度・平成28年度
----------	---------------

主管課（課長名）	文化庁文化財部伝統文化課（神代 浩）
関係課（課長名）	文化庁文化財部美術学芸課（早川 俊章） 文化庁文化財部記念物課（高橋 宏治） 文化庁文化財部参事官（村田 健一）